



2022年5月11日

各位

会社名 日本新薬株式会社
代表者 代表取締役社長 中井 亨
(コード番号 4516 東証プライム市場)
問合せ先 法務部長 高橋 直樹
(TEL. 075-321-9104)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第159期定時株主総会に付議することを下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙記載のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日（水曜日）（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月29日（水曜日）（予定）

以上

(別紙)

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="256 264 807 387">第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p data-bbox="256 398 807 701">第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p data-bbox="256 763 363 797"><新設></p> <p data-bbox="256 1305 363 1339"><新設></p>	<p data-bbox="839 264 1062 297">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="839 309 946 342"><削除></p> <p data-bbox="847 763 1070 797"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="839 808 1394 976">第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="954 987 1394 1245">2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="855 1305 935 1339">(附則)</p> <p data-bbox="839 1350 1394 1563">1. <u>定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="839 1574 1394 1787">2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="839 1798 1394 1966">3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>